

## 第37期事業報告

### はじめに

世界経済および国内経済とも緩やかな成長軌道にありますが、米国を中心とした保護主義の台頭や北朝鮮・中東等地政学リスクなど国際的なリスク要因は増えています。また、労働環境は雇用情勢が改善しているものの、非正規労働者の常態化や実質可処分所得の目減り等課題は多くあります。

このような状況の下、平成29年度は、第2次中期経営計画（平成28～30年度）の中間年度として、「必要とされる保証機関～勤労者の生活課題に対して保証機能を通じた公益性、社会的役割の発揮」と、「信頼される保証機関～必要とされる保証機関を実現するための安定的な経営基盤と内部体制の整備」を重点課題に事業を推進した結果、計画に掲げた取組課題についてはほぼ着手を終え、事業実績も新規保証や保証債務残高は計画を上回り、求償権残高の増加や一般正味財産増減額（最終損益）の計画未達を除くと、概ね順調に推移したと総括できます。

具体的には、必要とされる保証機関として「自治体勤労者融資制度の要請・広報活動の強化、育児・介護費用および奨学金の借換に係る低廉な保証料率の提供、大規模災害時における恒久的な被災者支援制度の策定」等を実施し、また、信頼される保証機関として「事業量拡大による損益基調の安定化、コンプライアンス・プログラムの作成と実施、事業継続計画の規程化」等をすすめました。

## I 平成29年度事業および決算報告

### 1 事業の実績

〔平成29年度主要事業計数の計画対比および前年度対比〕

（単位：千円、％）

	実績	計画対比		前年度対比	
		差異（金額）	達成率	増減額	増減率
新規保証引受額	18,564,440	1,464,440	108.6	1,824,140	10.9
保証債務残高	36,107,944	551,126	101.5	7,890,490	28.0
代位弁済額*	70,249	167	100.2	17,072	32.1
保証債務延滞額*	11,101	▲28,012	28.4	▲357	▲3.1
求償権回収額	14,728	▲5,322	73.5	▲6,136	▲29.4
求償権残高*	179,104	3,070	101.7	10,942	6.5

#### （1）保証引受の状況

##### ① 新規保証引受額

新規保証引受は9,593件・18,564百万円です。前年度比では572件・1,824百万円（増減率10.9%）増加し、計画比でも1,464百万円（達成率108.6%）超過しました。この増加要因は、一昨年に北海道労働金庫と提携した保証融資商品の拡大によります。

##### ② 保証債務残高

新規保証引受の大幅な増加を受けて、保証債務残高は27,594件・36,107百万円となりました。前年度比では4,278件・7,890百万円（増減率28.0%）増加し、計画比でも551百万円（達成率101.5%）

超過しました。なお、保証総額を規制する保証倍率は最高限度 50 倍に対し 30 倍に止まっています。

## (2) 代位弁済等の状況

### ① 代位弁済額

保証債務の増加に伴い、代位弁済は 69 件・70 百万円となり、前年度より 18 件 17 百万円（増減率 32.1%）2 年連続増加しました。代位弁済の要因は多重債務がほとんどで、弁護士・司法書士受任案件が 7 割以上を占めています。代位弁済率（代位弁済額÷保証債務平均残高）は前年度同様 0.22%ですが、保証収支率（（代位弁済額－求償権回収額）÷保証料）は 24.07%となり、前年度より 6.05 ポイント悪化しました。

### ② 保証債務の延滞

2 ヶ月以上の延滞は 14 件 11 百万円と前年度と同額で、計画を 28 百万円下回りました。これは、延滞融資の減少傾向に加え、今年度より実施した早期代弁制度の影響もあると推測しています。なお、延滞率（延滞残高÷保証債務残高）は 0.03%となり、前年度より 0.01 ポイント低下しました。

## (3) 求償権回収の状況

### ① 回収額

求償権回収額は 14 百万円で、前年度比で 6 百万円（増減率▲29.4%）減少しました。回収額の減少は、求償権のほとんどが無担保融資で、かつ代位弁済における自己破産・民事再生案件が増加していることが主な要因であると分析しています。

### ② 求償権残高

求償権償却を 68 件 44 百万円実行しましたが、代位弁済額の増加と求償権回収額の減少の結果、求償権残高は前年度より 14 件・10 百万円（増減率 6.5%）増加し 266 件 179 百万円となりました。

## 2 損益および財産の状況

〔平成 29 年度主要損益計数の計画対比および前年度対比〕

（単位：千円、%）

	実 績	計 画 対 比		前 年 度 対 比	
		差異（金額）	達 成 率	増 減 額	増 減 率
経 常 収 益	234,436	6,112	102.7	50,161	27.2
保 証 料	230,705	6,074	102.7	51,396	28.7
経 常 費 用	162,023	12,722	108.5	17,002	11.7
経 費	42,341	▲1,843	95.8	▲2,537	▲5.7
貸倒引当金繰入額	48,824	526	101.1	18,383	60.4
債務保証損失引当金繰入額	70,857	14,038	124.7	1,156	1.7
経 常 増 減 額	72,412	▲6,611	91.6	33,159	84.5
経 常 外 増 減 額	967	▲33	96.7	▲351	▲26.6
一 般 正 味 財 産 増 減 額	73,379	▲6,644	91.7	32,807	80.9
正 味 財 産 期 末 残 高	1,351,393	▲6,644	99.5	73,379	5.7

### (1) 経常増減額

#### ① 経常収益

経常収益は 234 百万円となり、前年度より 50 百万円（増減率 27.2%）増加し、計画を 6 百万円

(達成率 102.7%) 上回りました。

ア. 増加の主因は保証料の増収であり、保証料は前年度より 51 百万円 (増減率 28.7%) 増加し、計画を 6 百万円 (達成率 102.7%) 上回り 230 百万円となりました。これは保証債務残高の増加によるものです [平均残高で前年度より 7,780 百万円増加、この要因による保証料の増収額は 56 百万円]。なお、平均保証料率は保証料の一部引き下げや減免措置の影響等により前年度に比べ 0.02 ポイント低下し 0.71%となりました [この要因による保証料の減収額は 5 百万円]。

イ. 債券高 (低金利) 下において国債の取得など新たな資産運用ができなかったことから、資産運用益は 869 千円 (出資配当金を含めると 1,462 千円) で、前年度より 90 千円 (出資配当金を含めると 294 千円) と若干の増加にとどまりました。

## ② 経常費用

経常費用は 162 百万円となり、前年度より 17 百万円 (増減率 11.7%) 増加し、計画比でも 12 百万円 (達成率 108.5%) 上回りました。

ア. 経費は、競売費用の解消や各費用の全般的な節減などにより前年度に比べ 2 百万円 (増減率 ▲5.7%) 減少し、42 百万円となりました。

イ. 前年度対比で、貸倒引当金繰入額は代位弁済額の増加により 18 百万円 (増減率 60.4%)、債務保証損失引当金繰入額は保証債務残高の増加により 1 百万円 (増減率 1.7%) 増加し、計画対比でもそれぞれ 0.5 百万円 (達成率 101.1%)、14 百万円 (達成率 124.7%) 超過しています。

なお、両引当金繰入額は合計で 119 百万円となり、経常費用の 73.9%を占めています。

## ③ 経常増減額

以上のとおり、貸倒・債務保証損失両引当金繰入額により経常費用は増加しましたが、それ以上に保証料の増収により経常収益が増加した結果、経常増減額は 72 百万円となり、前年度より 33 百万円 (増減率 84.5%) 増加しましたが、計画比では 6 百万円 (達成率 91.6%) 未達となりました。

## (2) 経常外増減額

経常外収入は北海道の損失補填金の戻入益 967 千円、経常外費用は事業用動産 (サーバー) 処分損 1 円 (備忘価格) ですので、経常外増減額は 967 千円で、前年度より 351 千円 (増減率 ▲26.6%) 減少し、計画比でも 33 千円 (達成率 96.7%) 未達となりました。

## (3) 一般正味財産増減額

上記の経常増減額および経常外増減額の結果、一般正味財産増減額は 73 百万円となり、計画対比では 6 百万円 (達成率 91.7%) 未達ですが、前年度対比では 32 百万円 (増減率 80.9%) と大幅に増加しました。これは保証債務残高の増加に伴う保証料増収の寄与によるものであり、一般正味財産増減額は今後しばらく逡増していくと予測しています。

## (4) 正味財産残高

正味財産期末残高は、前年度より 73 百万円 (増減率 5.7%) 増加し 1,351 百万円となりました。

なお、基本財産は基金 500 百万円・保証積立資産 700 百万円で合計 1,200 百万円、特定資産は退職給付引当資産 3 百万円・機械化準備積立資産 50 百万円・経営安定化積立資産 80 百万円で合計 133 百万円となっています。

## Ⅱ 重点課題の遂行状況

### 1 多様な勤労者層に対する保証の提供

(1)前年度にも増して、北海道勤労者福祉資金融資制度（以下「道融資制度」という）に係る広報活動を充実しましたが、利用拡大等成果はみられていません。

①札幌地下鉄車両内広告は、7/10-16、8/18-9/16に実施しました。北海道や金融機関の一部に融資相談等があったものの、広告期間中における利用拡大や利用者アンケート等に反響は見られず、次年度の広報活動の内容については十分検討・工夫する必要があります。

(注) 前年4月～本年3月までの利用者アンケート回収数42件のうち「地下鉄広告で知った」は3件(7.1%)のみ。

②協会ホームページへのアクセス数は徐々に増加しており、特に道融資制度に係る内容（FAQ、返済金シミュレーション）へのアクセスは増加しました。

(注) 前年10月～本年3月6カ月間の月平均アクセス数は、a. 融資内容210件、b. FAQ142件、c. 返済シミュレーション170件。

(2)道融資制度の内容拡充や利用拡大については、前年度同様、労働者自主福祉運動という位置づけで、北海道に対する北海道労働者福祉協議会（以下「道労福協」という）の要請書の一項目として提出しましたが、「検討する」などという回答で具体的進展は図られませんでした。

(3)金融機関が保証料の高低により保証基準内容を一定コントロールできる「変動保証料制度」は、関係金融機関と協議を開始し、次年度中に一定の結論を得ることとしました。

### 2 経済的弱者等に対する支援

(1)道融資制度の育児・介護休業者、季節労働者、離職者に対する保証料免除、一般保証における低所得者層（年収3百万円未満）に対する保証料率年0.2%の軽減を継続実施しました。

(注) 減免措置（前年4月～本年3月）は、ア. 道融資制度9件6,120千円、イ. 一般保証36件44,590千円。

(2)北海道労働金庫における「ぼかぼかローン（冬期間における灯油購入等暖房関連費用貸付～保証料率年0.3%、年金生活者及び年収3百万円未満の方は免除）」の保証引受継続や、下記(3)③に記載の「奨学金借換ローン」の保証引受を開始しました。

(注) ぼかぼかローン（平成29年度新規保証）41件11,460千円（うち免除4件1,000千円）。

(3)低廉な保証料の実現に向けた保証料の構成要素の決定や算出方法は、変動保証料制度を検討する中で併せて整理を図ることとしました。

(4)大規模災害時の被災者支援について、被災者の生活再建の支援策として新規保証の保証料減免および既往保証の返済条件緩和等について定めた「大規模災害時の被災者支援取扱規程」、並びに自然災害ガイドラインに基づく事務取扱を定めた「自然災害ガイドラインに係る取扱マニュアル」を制定しました。

### 3 少子・高齢化に対応した施策の実施

(1)高齢者と住居問題は、経営委員会で「高齢者の施設等入居の費用（年金+リバースモーゲージによる費用負担）」について協議を行い継続課題としました。

(2)金融機関における育児・介護に係るプロパー融資に対する一般保証の保証料率の軽減措置を平

成 30 年 1 月から実施しました。

<保証制度概要>

①資金用途… a. 育児資金（育児期間中における子育てに関する費用、育児休業による生活費）、b. 介護資金（介護用品の購入・設置資金、ケアサービス利用資金、介護休業による生活費）、②保証限度額…500 万円以内（育児・介護休業取得中の生活費は 100 万円以内）、③保証期間…10 年以内、④保証料率…年 0.40%

(3) 若年層の貧困の一要因である奨学金の返済に対応して、北海道労働金庫が商品化した「奨学金借換ローン」の保証引受を平成 29 年 10 月より開始しました。

<保証制度概要>

①資金用途…本人若しくは 2 親等以内の親族にかかる奨学金（公的・民間いずれでも可）、②保証限度額…500 万円以内、③保証期間…20 年以内（4 年以内の元金返済据置期間あり）、④保証料率…年 0.40%、⑤保証審査上の特例（延滞要件の緩和）措置…返済困窮者の救済を目的としているので、融資申込時に借換対象奨学金の返済が延滞中（2 回延滞まで）であっても延滞とは看做さない取扱いとする

（注）奨学金借換ローン（平成 29 年度新規保証）92 件 206,740 千円。

#### 4 地域の共生社会づくりに向けた役割発揮

(1) 前年度に協会がまとめた「全道市町村勤労者向け融資制度に関する実態調査報告書」の内容等を踏まえて、道労福協が中心となりブロック労福協・地区連合・北海道労働金庫などが共同して道内 12 市町に対する利用促進の要請行動を実施しました。

<道労福協が中心となり要請した市町>

江別・千歳・苫小牧・登別・北見・網走以上 6 市、並びに岩内・新ひだか・音更・幕別・白糠・下川以上 6 町

しかし、自治体提携勤労者向け融資制度の利用は年々減少傾向にあり、一方で自己破産が増加に転じていることから、金利が低く対象者が広範囲である自治体融資制度の周知はいつそう必要性を増しています。

(2) NPO 法人に対する融資保証制度は、協会の事業拡大という視点ではなく、協会の事業を活用することにより協会理念の実現（共生社会の実現）に寄与することを目的としています。

融資保証制度の内容や、対象法人の選定基準について、現在政府で検討している「社会的インパクト評価」および「休眠預金等活用法（略称）」との関連や影響なども視野に入れ、経営委員会で協議をすすめました。

#### 5 利用の拡大と知らせる活動

(1) 協会が保証引受を行っている道内市町村（54 市町村）自治体提携融資制度について、「制度の名称、対象者、内容、融資限度額・期間・利率」等をホームページに掲載しました。

（注）前年 10 月～本年 3 月までの総アクセス件数は 77 件。

(2) 金融機関の回収業務の軽減を目的に、保証債務の履行請求要件の緩和（延滞 6 ヶ月の応答日から延滞 3 ヶ月の応答日へ期間短縮）を平成 29 年 4 月より実施し、これまで円滑に運用されています。

(3) 他保証機関の動向および協会の自立性と経営状況等を踏まえ、保証審査の委託に係る業務委託手数料を新設しました。